

## 千葉市国際交流プラザ運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市国際交流プラザ（以下「プラザ」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (業務)

第2条 プラザの業務は、次のとおりとする。

- (1) 外国人市民に対する相談に関すること。
- (2) 国際交流、国際協力及び多文化共生等に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 国際交流、国際協力及び多文化共生等の場の提供に関すること。
- (4) 日本語学習支援に関すること。
- (5) その他国際交流活動の推進に関すること。

### (利用時間及び休館日)

第3条 プラザの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

利用時間	(1) 月曜日から金曜日 午前9時から午後8時まで (2) 土曜日 午前9時から午後5時まで
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

### (会議室の利用)

第4条 プラザの施設のうち会議室は、所定の利用手続きのもと、利用することができる。

2 会議室の利用手続きは、別に定めるものとする。

### (プラザの秩序維持)

第5条 市長は、利用者がプラザの施設を損傷し、若しくは汚損し、又はプラザの秩序を乱し、若しくはおそれがあると認めた場合には、プラザの利用を中止させ、又はその施設から退出させることができる。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、プラザの運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。